

業務規程変更案の概要について

2021年4月28日

電力広域的運営推進機関

- 容量市場における容量オークションの見直しに向けた議論を踏まえて対応するため、業務規程を変更します。
- 主な変更のポイントは以下のとおりです。背景、変更内容等については、スライド2以降にて説明します。なお、以下の変更以外に、技術的な規定の変更等も実施しております。
 1. 容量市場における容量オークションに関する規定の変更（業務規程）【スライド2～7】
 - 容量オークションの募集等に関する変更

容量市場の2024年度分の供給力の調達を行うメインオークションの結果を踏まえ、国の審議会（※）において、2025年度分以降のオークションに向けて、メインオークションにおける調達量の考え方や、小売事業環境の激変緩和措置として導入された現行の経過措置に替わる新たな措置等について検討が行われてきた。

※ 総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会 制度検討作業部会



国の審議会における検討の結果、2025年度以降を実需給年度とする容量オークションについて、

- ・メインオークションと追加オークションによる供給力の確保の仕組み
（実需給年度の至近まで、稼働を見通せない電源等にも取引の機会を与える）
- ・小売事業環境の激変緩和に対する経過的な減額措置
（現行の経過措置を廃止し、落札電源等に対する支払額を減額する新たな激変緩和措置を講じる）

等について見直しを行う方向となった。

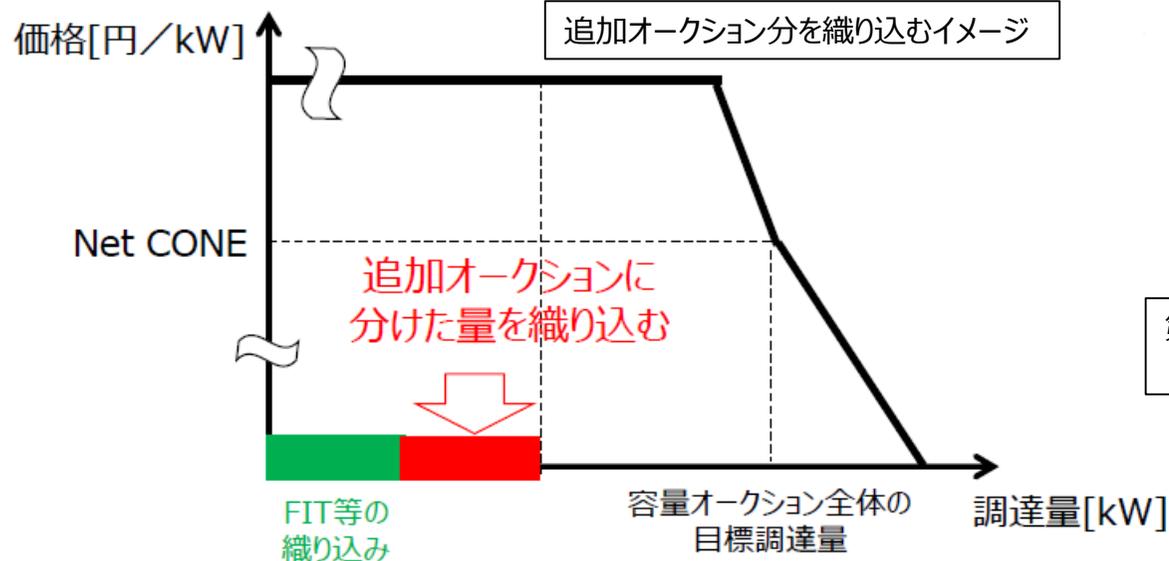


2025年度以降を実需給年度とする容量オークションの見直しに向けた議論を踏まえ、メインオークションや追加オークションによる供給力の確保の仕組みや小売事業環境の激変緩和に対する経過的な減額措置（経過措置）について、規定の変更が必要

国の審議会で議論中の内容

- 4年前には稼働が見通せないが、実需給が近づくと稼働が見通せる電源が存在する(例えば、自家発電やDR、未稼働の原子力)。
- そのような供給力を確保するためにも、メインオークションでは全量を調達せずに、追加オークションで調達することも考慮すべきといったご意見があった。
- 実需給年度の至近まで、稼働を見通せない電源等にも取引の機会を与えるため、追加オークションでの調達を前提とする案が望ましいのではないか。
- 具体的には、DRの増加が期待されること、自家用発電設備の容量市場への参加や未稼働原子力の稼働などにより、一定の供給力の確保が期待できることを考慮し、来年度オークションにおいては、H3需要の2%分をメインオークションの調達量から減少させた上で、追加オークションで調達することとしてはどうか。
- また、追加オークションでの調達量については、発動指令電源で1%、安定電源で1%を基本としつつ、需要や供給力変動、実需給年度の2年前に実施される発動指令電源の実効性テストの結果等を踏まえた上で、追加オークションで調達する量を決定することとしてはどうか。

第48回制度検討作業部会(2021年3月26日)資料3より抜粋・修正



第30回容量市場の在り方等に関する検討会(2021年3月16日)資料3より抜粋・修正

国の審議会で議論中の内容

電源の経過年数に
応じた減額

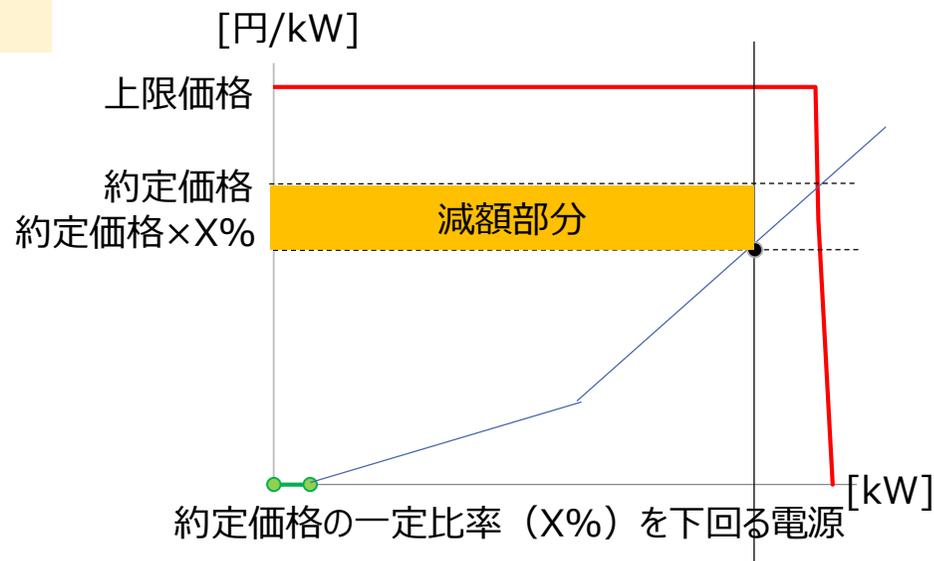
2010年度末以前に建設された電源に対する支
払額を一定比率減額



入札内容に
応じた減額

価格に応じた減額

第49回制度検討作業部会
(2021年4月15日) 資料3より抜粋・修正



※上記内容は、今後の国の審議会等の見直しに向けた議論等を踏まえ、変更となる可能性があります。



よって、国の審議会等の見直しに向けた議論を踏まえ、激変緩和措置を反映できるよう、「具体的な算出方法は、容量オークションの募集要綱にて定める」旨、業務規程で規定

[変更内容]

(メインオークションと追加オークションによる供給力の確保)

- 2025年度以降を実需給年度とする容量オークションにおいて、メインオークションにより確保する供給力の募集量を、「必要供給力の全量」から、「メインオークション募集要綱で定める供給力」へ変更する旨規定
- あわせて、追加オークションについて、「必要供給力」に対して実施する旨規定

(経過措置)

- 小売事業環境の激変緩和のための容量確保契約金額の算出方法について、容量オークションの募集要綱に定める旨規定

【業務規程第32条の2】<変更>

【業務規程附則（令和2年3月30日）第7条】<変更>

【業務規程附則（令和 年 月 日）第2条】<新設>

(参考) 容量市場における容量オークションに関する規定の変更 (新旧対照表：業務規程) ①

【業務規程】

<変更前>

(容量オークション)
第32条の2 (略)

一 メインオークション 必要供給力の全量を調達するため、実際に供給力を提供する年度（以下「実需給年度」という。）の4年前に実施する入札

二 追加オークション メインオークション実施後の想定需要 又はメインオークションで調達した供給力 の増減等を考慮し、本機関が必要と判断した場合に、実需給年度の1年前に実施する次のア又はイのいずれかの入札

ア 調達オークション 追加オークションのうちメインオークションで調達した供給力に不足が認められた場合に、追加で容量提供事業者を募集する入札

イ リリースオークション 追加オークションのうちメインオークションで調達した供給力に余剰が認められた場合に、本機関との間で締結した容量確保契約（第32条の12第1号オにて定義する。）に定められた容量を売却する容量提供事業者（以下「容量リリース事業者」という。）を募集する入札



【業務規程】

<変更後>

(容量オークション)
第32条の2 (略)

一 メインオークション メインオークション募集要綱（第32条の12に定めるメインオークション募集要綱をいう。）で定める供給力を調達するため、実際に供給力を提供する年度（以下「実需給年度」という。）の4年前に実施する入札

二 追加オークション メインオークション実施後の想定需要、メインオークションで調達した供給力 及びその増減等を考慮し、本機関が必要と判断した場合に、実需給年度の1年前に実施する次のア又はイのいずれかの入札

ア 調達オークション 追加オークションのうち、必要供給力に対し、メインオークションで調達した供給力に不足が認められた場合に、追加で容量提供事業者を募集する入札

イ リリースオークション 追加オークションのうち、必要供給力に対し、メインオークションで調達した供給力に余剰が認められた場合に、本機関との間で締結した容量確保契約（第32条の12第1号オにて定義する。）に定められた容量を売却する容量提供事業者（以下「容量リリース事業者」という。）を募集する入札

(参考) 容量市場における容量オークションに関する規定の変更 (新旧対照表：業務規程) ②

【業務規程】

<変更前>

附則（令和2年3月30日）

（経過措置対象電源に関する容量確保契約金額の算出）

第7条 本機関は、容量確保契約金額の算出に当たり、2010年度末以前に建設された次の各号に掲げる電源（以下「経過措置対象電源」という。）に関しては、別表1に掲げる算出式に基づき算出した金額を容量確保契約金額とする。

一・二 （略）

2 別表1の控除率は、容量オークションの実施年度ごとに定率で減少するものとし、2030年度を実需給年度とする容量オークションの実施時に廃止する。



【業務規程】

<変更後>

附則（令和2年3月30日）

（経過措置対象電源に関する容量確保契約金額の算出）

第7条 本機関は、2024年度を実需給年度とする容量確保契約金額の算出に当たり、2010年度末以前に建設された次の各号に掲げる電源（以下「経過措置対象電源」という。）に関しては、別表1に掲げる算出式に基づき算出した金額を容量確保契約金額とする。

一・二 （略）

(削る)

(新設)

附則（令和 年 月 日）

（容量確保契約金額の算出に関する経過措置）

第2条 本機関は、2025年度以降を実需給年度とする容量確保契約金額の算出に当たり、当該実需給年度の容量オークションの募集要綱に別に定める電源等については、当該実需給年度の容量オークションの募集要綱に定める方法により算出した金額を容量確保契約金額とする。